

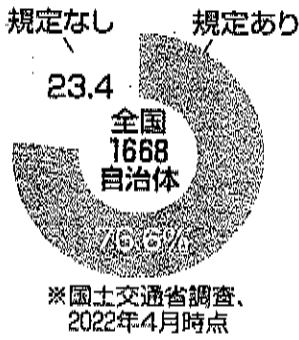
# 保証人 高齢者 入居の壁

低所得者に貸す公営住宅を巡り、運営する全国千八百六十八自治体の76・6%に当たる千二百七十七自治体が入居の要件として連帯保証人を条例で規定していることが国土交通省の調査で分かった。身寄りのない単身高齢者にとって入居の障壁となっている。国交省が二〇一八年から二度、規定廃止を自治体に要請したものの多くが応じていない。

## 公営住宅 自治体76%が規定

六十五歳以上の高齢者が人口の約三割を占める超高齢社会となる中、公営住宅が住まいに困る人のセーフティネットとして十分機能しておらず住宅確保

公営住宅入居時の保証人規定の有無



**公営住宅** 公的賃貸住宅のうち、自治体が運営する低所得者向けの住宅。2021年3月時点で全国に約213万戸。入居に収入要件があり、公募が原則。国は18年と20年、単身高齢者の増加を見据え、セーフティネットとしての役割を重視し、保証人規定を

入居の要件にしないよう自治体に要請した。入居希望者が保証人を見つけれない場合、自分でお金を払い保証会社など法人に保証人になってもらう代替策を認める自治体もある。公的賃貸住宅には他に、ファミリー世帯向けの都市再生機構（UR）の住宅などがある。

自治体が保証人規定を残している背景には、家賃滞納などへの懸念がある。公営住宅は民間住宅より家賃が安いいため、低所得者にニーズがある。

調査は、国交省が四十七都道府県と全二十政令指定都市を含む公営住宅のある計千六百六十八自治体に、二三年四月時点の状況を聞いた。一九年から実施している。

条例で入居要件に保証人を規定している千二百七十七自治体

## 国交省が廃止要請も応じず

のうち、都道府県は三重、岐阜、長野、福井、静岡、富山、石川を含む二十八府県、政令市は静岡、浜松など三市。中核市を見ると、全六十二市の約六割に相当する三十六市に、市区町村（政令市と中核市を除く）では千五百二十九自治体の約八割に当たる千二百十自治体に規定がある。

市区町村に占める割合が高い理由について、国交省の担当者には「規模の小さい自治体は、保証人をなくすことで家賃の滞納が増えると懸念している」と分析した。

保証人規定がある千二百七十七自治体のうち九百十八自治体は、運用などによって高齢者や障害者、生活保護受給者らは保証人の確保を免除する場合がありますとしている。一方、保証人を入居要件として規定していないのは三百九十一自治体で、全体の23・4%にとどまる。愛知や滋賀など十九都道府県、名古屋など十七政令市が含まれる。一九年調査では16・6%だった。